

# 知的財産高等裁判所 発明の価値を 改めて高く評価

## ブラザー工業株式会社に対する発明対価請求訴訟

弁護士 夏目 武志

### 1 一審を

### 上回る勝訴判決

二〇〇九年六月二五日に知的財産高等裁判所でブラザー工業株式会社に対する発明対価請求訴訟の控訴審判決がありました。この裁判は、同社の元社員Aさんと現社員Bさんが電子ラベルライターの開発対価を求めているものです。

一審の東京地方裁判所ではブラザー工業に三千七百万円の支払を命じる判決がなされ、原告・被告双方が控訴していました。二審では、Aさん、Bさんの原告本人尋問、会社側の証人尋問、技術説明会などが実施され、事実関係についての詳細な審理が行われました。知的財産高等裁判所は、ブラザー工業の控訴を全面的に棄却するとともに、Aさん、Bさんらの発明の価値を改めて高く評価し、一審判決で認められた発明対価を大幅に増額して、同社に約五千七百万円の支払を命じる判決を行いました。メインとなるラミネート発明はAさん、Bさんを含む六名の共同発明であるため、ラミネート発明については、六名分の発明対価の総額は一億四千万円を超える金額ということになります。過去の発明対価訴訟の中で一億円を超える対価が認められたのは、日亜化学工業事件、日立製作所事件、味の素事件の三例で、本件はこれに

次ぐ高額な対価が認められたという位置づけになります。

### 2 電子ラベルライター

電子ラベルライターは？ピータツチ？や？テプラ？の商品名で販売されている製品で、名前やタイトルや注意書きなどを貼り付けシールにして打ち出す小型の電子機器です。今やあらゆる職場、学校そして家庭にまで広く普及し愛用されています。一九八八年十一月にブラザー工業がAさん、Bさんらの発明に基づいて製品化し、国内外で発売され、当初から大ヒット商品となりました。自社ブランド製品？ピータツチ？は全世界で販売され、年間三百億円近い売上があり、二〇〇三年までで二千億円以上の累積売上で、五百億円以上の累積営業利益があり、ブラザー工業の利益体質の重要な一翼を担う事業となっています。ちなみに、本件訴訟前にブラザー工業が支払っていた発明対価は、Aさんに対して十七万円、Bさんに対して八万円でした。

### 3 舞台は最高裁へ

本件は法律的にも重要な論点を多数含んでいるため、原告・被告双方が上告受理申立を行いました。最高裁判所で最終決着がつけられることとなります。